

マイナンバーカードの保険証利用及び医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードはオンライン資格確認において健康保険証として利用できます。（公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。）

当院では、マイナンバーカードの保険証の利用等を通じて診療情報（受診歴・薬剤情報・特定検診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆当院は医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関です。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を以下のとおり月 1 回に限り算定いたします。

（初診時）マイナンバーを利用しない場合 4点 マイナンバーを利用する場合 2点